

## 随意契約締結状況

平成30年4月

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当課の名 称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込 み)	随意契約によることとした理由	備考
1	電話交換業務	松江赤十字病院 事務部総務課 松江市母衣町200	平成30年4月1日	株式会社 さんび る 松江市乃白町薬師 前 3-3 代表取締役	11,988,000	日本赤十字社会計規則第36条第3項 「契約の性質又は目的が競争を許 さない場合」の規定による。当院 の業務内容を熟知し経験年数がない と対応できないため。	
2	警備業務	松江赤十字病院 事務部総務課 松江市母衣町200	平成30年4月1日	北陽ビル管理株式 会社 松江市片原町62 -1 代表取締役 幡 宏明	49,140,432	日本赤十字社会計規則第36条第3項 「契約の性質又は目的が競争を許 さない場合」の規定による。業務 仕様を熟知した業者での対応が不 可欠であるため	
3	第一・第二駐車場管理 業務	松江赤十字病院 事務部総務課 松江市母衣町200	平成30年4月1日	北陽ビル管理株式 会社 松江市片原町62 -1 代表取締役 幡 宏明	4,665,600	日本赤十字社会計規則第36条第3項 「契約の性質又は目的が競争を許 さない場合」の規定による。業務 仕様を熟知した業者での対応が不 可欠であるため	
4	メッセージャー業務	松江赤十字病院 事務部総務課 松江市母衣町200	平成30年4月1日	北陽ビル管理株式 会社 松江市片原町62 -1 代表取締役 幡 宏明	7,376,832	日本赤十字社会計規則第36条第3項 「契約の性質又は目的が競争を許 さない場合」の規定による。業務 仕様を熟知した業者での対応が不 可欠であるため	
5						以上	

## 備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみではなく、具体的な理由を簡潔に記載する。